

令和7年度事業計画

(建設業を取り巻く社会・経済情勢)

我が国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。

また、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

こうした中、地域建設業を取り巻く環境は、公共建設投資の横ばいが続き、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等により実質的な事業量は減少してきており、地域建設業の経営環境は厳しさを増してきている。

また、気候変動の影響により近年激甚化・頻発化している豪雨、台風等の災害が全国各地で発生し、令和6年能登半島地震や日向灘地震などのような巨大地震等への備えの必要性など、防災、減災、国土強靱化の必要性はますます増大している。

地域の基幹産業であり、このような災害に屈しない強靱な国土づくりを担う建設業が、雇用や災害対応など国民経済や地域社会において重要な役割を果たしていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び実施中期計画を含め、安定的・持続的な事業量の確保、適正利潤の確保が不可欠であり、担い手3法、新・担い手3法及び令和6年6月に改正された第三次・担い手3法の改正の趣旨を徹底していくなど、今後とも、発注者、受注者ともに、担い手3法の理念や目的を共有し、建設業の経営環境や労働環境の改善を図っていくことが求められている。

また、現在、地域の建設業においては、担い手である技術者や技能者について、若年の入職者が減少するとともに従事者の高齢化が急速に進行しており、担い手の確保・育成・定着を図るという観点からも、時間外労働の罰則付き上限規制への的確な対応も含め、長時間労働の是正や週休二日の取組等の「働き方改革」を着実に進めていく必要がある。

さらに、今後の建設業に係る従事者の減少を踏まえ、アイコンストラクションの活用など生産性向上対策にも積極果敢に対応していく必要がある。

もとより、建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手である。

地域の建設業が、将来にわたってその役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し経営の安定化を図っていく必要がある。

(公共事業予算の状況及び公共工事動向)

1 令和7年度政府当初予算の状況

令和7年度政府当初予算における公共事業関係費は、総額で6兆858億円と、令和6年度当初予算とほぼ同額が確保されており、その中で、ハード整備のみならず、災害リスクエリアにおける規制・誘導手法の活用などソフト対策との一体的な取組で国土強靭化を推進することとされている。

このうち、防災・減災、国土強靭化関連予算としては、4兆706億円となっており、そのほか「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の5年目として、令和6年度補正予算で、1兆4,063億円が確保されている。

(単位：億円)

区 分	令和7年度	令和6年度	比 較
公共事業関係費	60,858	60,828	100.0%
うち国土強靭化関係予算	40,706	40,330	100.9%

※ 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

激甚化・頻発化する自然災害、老朽化するインフラ等への対策を急ぐため、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を閣議決定した。令和3年度から7年度までの5年間で概ね15兆円程度を目途として、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている。

2 令和7年度県予算の状況

県の令和7年度当初予算においては、公共事業費が960億円、県単公共事業費が173億円、合計で1,133億円と、令和6年度当初予算とほぼ同額が確保されている。なお、前年度12月補正、3月補正を加えた16か月予算で比較すると、

1. 1%の増となっている。

(単位：百万円)

区 分	令和7年度 当初 (A)	令和6年度 当初 (B)	比 較 (A) / (B)	(参考)16か月予算の比較		
				令和6年度 12月補正+3月補正 + 令和7年度 当初予算(C)	令和5年度 12月補正+3月補正 + 令和6年度 当初予算(C)	比 較 (C) / (D)
公共事業	95,979	95,964	101.1%	126,246	124,631	101.1%
県単公共事業	17,308	17,306	100.0%	17,308	17,306	100.0%
合 計	113,287	113,270	100.0%	143,554	141,937	101.1%

3 県内の公共工事動向

西日本建設業保証(株)鹿児島支店の調査による「県内の公共工事動向」は、次のとおりとなっている。

区 分	請負金額	前年度対比	備 考
令和 6年度	278,712 百円	76.3 %	R7.2月末現在
令和 5年度	527,582	116.9	
令和 4年度	451,416	174.7	
令和 3年度	258,393	99.8	
令和 2年度	258,860	105.8	
令和 元年度	244,631	116.7	

(協会事業等の推進)

厳しい経営環境が続くなか、本県の基幹産業の一つである建設業が、その持てる力を発揮しながら地域を活性化するとともに、安全で安心な地域社会の構築に向けて貢献していくことは、極めて重要である。

また本県では、さらなる社会資本の整備、老朽化対策の推進、防災対策の充実等が求められており、これらを着実に推進していくために真に必要な予算について、関係機関と協議を重ねるとともに、積極的な要請活動を展開する必要がある。

このような中、建設業の健全な発展に向けて、入札・契約制度の改善や設計労務単価の引上げ等に係る要請活動を積極的に展開するとともに、建設技術者等の高齢化が進む中で喫緊の課題となっている担い手の確保・育成・定着対策を強力に推進していく必要がある。

また、長時間労働の是正や週休二日制の導入など働き方改革への対応にも万全を期す必要があり、ICT活用工事や遠隔臨場活用工事等の普及拡大についても、積極的に取り組んでいく必要がある。

このことを踏まえ、協会としては、会員企業の理解と協力のもと、本年度は、次に掲げる項目を重点事業として積極的かつ効率的に取り組むこととする。

1 重点事業

(1) 建設事業費の確保

公共事業予算について、国における令和7年度当初予算は、前年度とほぼ同額が確保されている。

県における令和7年度当初予算についても、前年度とほぼ同額が確保されており、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」関連の補正予算を含む16か月予算で比較すると、1.1%の増となっている。

地域建設業としては、今後とも、真に必要な社会資本の着実な整備を計画的に推進していくため、資機材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえた、公共事業予算の大幅な増額、安定的・持続的な確保について、引き続き関係機関への要請活動を展開していく。

併せて、国土強靱化予算について、改正国土強靱化基本法により義務付けられた実施中期計画を早期に策定し、現行の5か年加速化対策を大幅に上回る事業量を盛り込むことにより、中長期的かつ明確な見通しの下、加速化対策後も、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むよう、要請していく。

また、対応可能な体制をしっかりと構築し、不要な不調・不落の発生防止など公共事業の円滑な推進に取り組む。

(2) 地域建設業の受注機会の確保

地域建設業は、豪雨や台風災害時において、防災・減災の最前線に立った活動を展開している。

また、年間を通して、道路や河川の清掃活動を実施するなど地域の環境保全活動において中核的役割を果たすとともに、地域イベントへの協力など地域振興においても重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、地域に密着した活動を行う会員企業が受注機会を確保・拡大できるように、国や県、市町村などの発注機関に対して、積極的な要請活動を展開していく。

(3) 建設業の健全な発展への対応

① 入札・契約制度の改善

入札・契約制度の改善については、平成26年6月に、品確法・入契法・建設業法の一体的な改正、いわゆる「担い手三法」の画期的な改正が行われ、令和元年6月には工事の平準化推進や災害時の随契推進など地域建設業の立場に立った新・担い手三法の改正がなされている。さらに昨年6月には、処遇改善や資材高騰への対応、働き方改革や生産性向上の取組が課題となっていることを踏まえ、第三次・担い手3法の改正が行われた。

今後とも、担い手三法改正に係る改善状況を検証するとともに、これら一連の取組をさらに波及・徹底していくよう、国や県、市町村への要望活動を展開していく。

また、設計積算については、会員企業の工事現場における施工の実態を精査するとともに、積算の改善が必要と認められるものについては、国や県、市町村などの発注機関に対し、意見交換の場などを通じて、速やかな改善を要望していく。また、資材単価等の調査機関に対しても県内の実態を反映した単価等を把握・反映するよう要望していく。

なお、インフレに伴う建設資材価格の高騰への対応については、実勢価格の予定価格への適切な反映やスライド条項、設計変更の適切な運用について、関係機関に働きかけるとともに、情報収集・提供に努める。

② 公共工事設計労務単価の引上げ

公共工事設計労務単価については、本年2月に対前年度比6.0パーセント増（本県6.0パーセント増）の令和7年3月から適用される労務単価が示され、13年連続の引上げがなされるとともに、7年連続で最高額が更新された。

なお、今回の労務単価の決定に当たっては、従来からの必要な法定福利費相当額等に加え、時間外労働の罰則付き上限規制の適用から1年に満たない現状を考慮し、上限規制に対応するために必要な費用が引き続き、反映された。

公共工事設計労務単価の引上げは、建設企業の経営環境や労働環境の改善に大きく寄与するものであり、今後とも更なる改善を要望していくとともに、賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進める。

③ 施工時期の平準化等の推進

現在、効率的な事業執行を図るという観点から、国や県の補正予算では、多額のゼロ国債やゼロ県債が計上されているところである。

施工時期の平準化は、人材や資機材の効率的な活用等に資することから、引き続き、国や県、市町村などの発注機関に対して、早期発注や債務負担行為の適切な活用による計画的な発注を要望していく。

また、適切な設計変更や工期の設定等についても引き続き強く要望していく。

④ 生産性向上対策の推進

国において、平成30年3月に「建設業働き方改革加速化プログラム」が策定され、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策がとりまとめられている。

現在この加速化プログラムに基づいて、国や県などにおいてDX（デジタルトランスフォーメーション）やアイコンストラクションの活用など生産性向上に向けた取組が進められており、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場など、より一層の情報提供を行う。

⑤ 長時間労働の是正、週休二日制の導入促進など働き方改革の推進

長時間労働の是正等については、平成30年7月に改正労働基準法など働き方改革関連法が成立し、平成31年4月に施行され、建設業についても、時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されており、各建設企業においては、労働時間の適正管理等をしっかりと進めていく必要がある。

また、長時間労働の是正や週休二日制の導入は、業界として担い手確保の観点からもその対応を進めていくことが求められている。

県においては、国、市町村等の工事も含め、「公共工事における現場一斉閉所」の取組を実施しており、広くその取組を進める必要がある。

今後とも、週休二日の導入促進に努めるとともに、事例の検証等を行い、実態を踏まえた積算のあり方等について要請活動等を展開していく。

(4) 担い手の確保・育成・定着対策の推進

建設技術者や建設技能者の高齢化が進む中、建設業における担い手確保等の問題は喫緊の課題となっており、以下の取組を積極的に展開していく。

① 建設業の人材確保・育成・定着対策の推進

地域経済・雇用を支える建設業が、持続的に「地域の担い手」として役割を果たせるよう、県、西日本建設業保証(株)、建設業福祉共済団からの助成事業等を活用しながら、担い手確保・育成・定着促進に資する事業等を行うとともに、建設産業の魅力発信に努める。

ア 担い手確保（入職支援）事業

将来の担い手を確保するための合同企業説明会等を開催する。

- (ア) 建設産業合同企業説明会
- (イ) 就活応援キャラバン高校別企業ガイダンス
- (ウ) 若手経営者と語る会
- (エ) 若手技術者と高校生との交流会
- (オ) 高校生の現場見学会
- (カ) 高校生の現場実習（インターンシップ）

イ 担い手育成・定着事業

建設技術者等を対象に現場知識等の習得のための階層別研修等の開催や、資格取得のための研修受講料を助成する。

- (ア) 階層別研修
 - ・社会人基礎研修
 - ・新規入職者研修
 - ・1級土木施工管理技術検定試験（第二次検定）受験対策講座
 - ・工事目的物の品質確保に係る研修
- (イ) 土木施工計画書作成研修
- (ウ) 資格（1級施工管理技士）取得促進助成
- (エ) 中途採用者向け基礎研修

ウ 生産性向上支援事業

生産性向上に資する人材育成のための研修受講料を助成する。

- (ア) 建設ディレクター導入促進支援
- (イ) ICT等研修費用助成

エ 建設業魅力発信事業

建設産業の魅力を発信するため、マスメディア等を活用した広報を行うとともに、鹿児島県建設業青年部会の協力のもと小・中・高校生等を対象とした「出前講座」等を実施する。

- (ア) マスメディア等を活用した広報活動
- (イ) 出前講座（小・中・高校等）……建設業青年部会へ委託
- (ウ) 土木フェスタ
- (エ) 作文コンクール など

オ 後継者育成対策の推進

次代を担う後継者の育成を進める観点から、建設業青年部会活動を支援するための助成を行い、建設業界における青年部会活動の活性化を図る。

② 建設雇用改善対策の推進

新たに策定された「第10次建設雇用改善計画」（2021年度から5カ年）に基づき、建設業で働く人の雇用環境の改善、能力の開発・向上、担い手の確保に向けた若年層の入職・定着を促進する取組や、建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用を推進していく。

また、11月の建設雇用改善推進月間における雇用改善パトロール及び雇用改善優良事業所の表彰などを実施する。

③ 女性の定着促進

建設産業で働く女性の入職、定着を促進することを目的に、昨年12月に「鹿児島建設女性ネットワーク」を設立した。

今後、女性の定着促進に向けた取組・活動等について、情報収集・提供に努めていく。

(5) 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進及び外国人労働者受入対策の推進

① 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進

技能者の保有資格、社会保険の加入状況、現場の就業履歴、講習受講履歴などをシステムに蓄積し、技能者の処遇改善につなげることにより、将来にわたって技能者の担い手を確保するとともに、システムの活用により、工事品質の向上や現場管理の効率化などを推進するための「業界共通の制度インフラ」である建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に努めていく。

② 外国人労働者受入対策の推進

就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」を創設する出入国管理法が改正され、令和元年4月から施行されており、建設分野においても、即戦力となる外国人を労働者として受け入れることが可能になっている。

一方、技能実習制度については、実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする「育成就労制度」が創設されることとなっており、これらを含め、外国人労働者の受入対策について、情報収集・提供に努めていく。

(6) 労働災害の防止活動等の推進

① 労働災害防止対策の推進

安心して働くことのできる職場の実現に向け、新たに、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」（2023年度から2027年度の5年間）も3年目を迎え中間年となることから、より積極的に同計画に示されたアウトプット指標とアウトカム指標の目標達成に向けた取組を進めていく。

また、労働災害防止大会の開催、全国安全週間及び建設業無災害運動月間等の取組により、安全衛生意識の高揚を図っていく。

さらに、墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害のいわゆる三大災害撲滅のための取組を強化するとともに、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進や工事施工に当たってのリスクアセスメントの実施促進等を図っていく。また新たな手法として注目されている、「新ヒヤリハット報告」の導入及びその積極的取組に向けた対応にも努める。

② 労働安全衛生教育の推進

会員事業場の労働災害防止活動を支援するため、引き続き各種の技能講習や安全衛生教育を行うとともに、関係機関や団体と連携し、安全管理・雇用改善パトロールを実施していく。

③ 交通事故の防止

工事用車両等による交通事故・交通労働災害防止のため、会員企業における交通安全教育を実施し、制限速度の遵守、交差点での一旦停止、過積載の防止など安全運転の励行に取り組んでいく。

(7) 会員企業の社会貢献活動の推進

社会貢献活動は、当協会の会員行動憲章の三本柱の一つでもあり、平成18年1月に県との間で締結（平成19年3月に見直し）した「大規模災害時における応急対策に関する協定書」に基づく非常時の緊急対応、さらには、平成23年5月に県との間で締結した「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定書」に基づく家畜伝染病への迅速な対応に努めていく。

また、平成20年11月に県との間で締結した「産業廃棄物の不法投棄等の情報提供等に関する協定書」に基づき、産業廃棄物の不法投棄等の早期発見と拡大防止に努めていく。

さらに、年間を通して、道路や河川の清掃活動などの環境美化活動をはじめ、地域イベントへの協力など各種ボランティア活動の積極的展開に努めていく。

(8) 各種支援策等の活用促進

① 前金払制度及び中間前金払制度等の活用促進

西日本建設業保証(株)と連携しながら、「前金払制度」及び「中間前金払制度」の積極的な活用を促進するとともに、関係市町村に対して、前払金の支払限度額の見直しや中間前金払制度の導入を要望していく。

また、公共工事の契約手続電子化の一環として、履行保証及び前払金保証の電子化が進められており、利用促進を図るとともに、未導入の市町村に対しては、導入を要望していく。

② 建設共済制度の加入促進

(公財)建設業福祉共済団が運営する、掛金が安く、労災事故が起きた場合に国の労災保険の給付に上乘せして大きな補償が受けられる「建設共済保険」の加入促進を図っていく。

③ 金融支援策の活用促進

元請建設企業に対し低利で融資を行う「下請セーフティネット債務保証」や公共工事等の受注に伴い保証人や不動産の担保なしに融資が受けられる「地域建設業経営強化融資制度」、取引先が倒産しても確実に工事代金の支払いが受けられる「下請債権保全支援」など各種金融支援策の活用促進を図っていく。

④ 建設業退職金共済制度の加入促進

県においては、国の制度である建設業退職金共済制度の加入を徹底するため、当該制度への加入を入札参加資格要件とするとともに、元請業者に対しては、未加入の下請業者への制度説明や加入奨励を求めていることから、同共済制度への加入促進を図るとともに、その適正な運用に努めていく。

また、電子申請方式の普及に向けた取組を進めていく。

⑤ 会員企業のIT化の推進

電子入札・電子納品については概ね定着し、さらに、建設業許可や経営事項審査の電子申請の運用が開始されており、今後とも、会員企業への普及・啓発とIT化の推進に努めていく。

また、県においては、土木工事等の情報共有システム活用促進に取り組んでいる。

⑥ 事業継承の推進

従業員の高齢化等に伴い、今後、事業継続を検討する企業が増加していくものと見込まれている。

会員企業における事業継承がスムーズになされるよう、事業継続に係る情報提供に努めていく。

(9) 関係法令の遵守等

① 企業の社会的責任（CSR）対策の推進

近年、企業の社会的責任（CSR）が企業評価の重要な要素となっており、利害関係者に対して社会的責任を果たすことが強く求められている。

当協会でも、全建が作成した「建設業のCSR」を会員企業に配布しており、この冊子を活用した社員研修を実施することなどにより、活動を促進していく。

② 建設業の適正取引に関する講習会の開催

建設業に関する法令違反事件や談合事件の発生は、国民の信頼を損なう結果を招いており、県においても、「建設業法遵守通報窓口」を設置するなど、法令違反への対応を強化しているところであり、協会としても、更なる法令遵守の周知・徹底に取り組んでいく。

また、「建設業の適正取引に関する講習会」を開催することにより、独占禁止法の遵守、元請・下請間の契約の適正化、企業の社会的責任等についての情報提供を行い、会員企業の法令遵守意識の高揚を図っていく。

(10) その他

建設業経理研修、建設技術者研修会、建設業法説明会（経営者研修会）を開催するなど建設業従事者及び会員企業の従業員の資質向上を図っていく。

ア 建設業経理研修事業

一般県民を対象に、建設業会計に関する研修会等を開催するとともに、建設業経理検定試験を実施する。

- (ア) 研修会（実施機関：（一財）建設業振興基金）
 - ・建設業経理事務士3級・4級特別研修 …… 各級年1回
- (イ) 講習会（実施機関：（一社）県建設業協会、共催：西日本建設業保証（株））
 - ・建設業経理士2級受験対策講習会 …… 1月
- (ウ) 建設業経理検定試験（実施機関：（一財）建設業振興基金）
 - ・建設業経理士1級・2級検定試験 …… 9月と3月
 - ・建設業経理事務士3級・4級検定試験 …… 3月

イ 建設技術者研修会

県内の建設従事者を対象に、建設業の技術向上、法令遵守、品質確保等についての研修会を開催する。

- (ア) 実施機関
県土木部、（一社）県建設業協会、県土木施工管理技士会
- (イ) 研修内容
 - ・令和6年度土木工事検査
 - ・建設業法
 - ・工事の施工に関する留意点
 - ・工事の手続きに関する留意点
 - ・積算基準の改定 …… など

ウ その他

建設業従事者及び会員企業の従業員の資質向上を図るため、各種研修会等を開催する。

- (ア) 建設廃棄物の適正処理に係る講習会
- (イ) 1級土木施工管理技術検定試験準備講習会
- (ウ) 2級土木施工管理技術検定試験準備講習会
- (エ) 全国土木施工管理技士会DVD講習会
- (オ) 全国土木施工管理技士会セミナー
- (カ) 全国土木施工管理技士会維持管理セミナー
- (キ) その他

2 会議等

(1) 総会	
① 通常総会	年 1 回
② 臨時総会	必要に応じて
(2) 理事会	年 5～6回
(3) 正副会長会議	随 時
(4) 総務委員会、総合企画委員会、土木委員会 建築委員会、労務委員会	年 3～4回
(5) 表彰委員会	年 2 回
(6) 監事会	年 1 回
(7) 全国建設業協会：理事会	随 時
(8) " ：会長会議	随 時
(9) " ：関係委員会	随 時
(10) 九州建設業協会：会長会議	随 時
(11) " ：各委員会	随 時
(12) " ：定例懇談会	年 1 回
(13) 専務、事務局長、担当者会議	
① 全国建設業協会	随 時
② 九州建設業協会	随 時
(14) 国会議員、県議会議員との意見交換会	随 時
(15) 関係官庁との協議会・意見交換会	随 時
(16) 建設関係団体との意見交換会	随 時
(17) 各種会議	随 時

3 主な大会・講習会等

- (1) 各種大会、研修会、講習会、講演会等の開催
- (2) 関係省庁、団体等が実施する行事や大会等への参加

4 広報活動

- (1) 協会季報の発行（年 4 回）
- (2) 協会ホームページによる広報
- (3) 新聞やテレビ・ラジオを活用した広報事業の実施
- (4) 関係法令、書籍等の斡旋